



## スマホでお手続きの方へ

ご注意

前画面に戻るときは のボタンを押してください。

※ や完了ボタンを押すとブラウザが閉じてしましますのでご注意ください。

## Travelキャンセル保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。

また、この保険は、被保険者からのお申込みの手続きを行っていたため、被保険者の方も重要な事項等説明書を必ずお読みいただけますようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

**契約概要** …保険契約の内容を理解いただくための事項です。

**注意喚起情報** …ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

### 1 商品のしくみと補償内容

契約概要

注意喚起情報

#### (1)商品のしくみ

Travelキャンセル保険(※1)は、突然の入院や通院、大雨や大雪による特別警報の発表などで旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

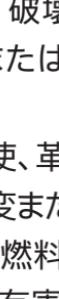
なお、旅行予約をキャンセルした事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償した事由「保険金をお支払いする主なキャンセル事由／てん補割合」の表をご確認ください。

(※1)Travelキャンセル保険は、費用の保険普通保険約款にてTravelキャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

### Travelキャンセル保険

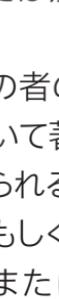
普通保険約款

費用の保険普通保険約款



補償に関する特約

Travelキャンセル費用特約



その他の特約

被保険者による手続きに関する特約  
(団体用)

Travelキャンセル保険の補償対象は国内旅行で、「国内宿泊」「国内ツアーアイテム」「日帰りツアーアイテム」「航空券予約」の4つのタイプの旅行予約が対象となります。

国内宿泊

国内ツアーアイテム

日帰りツアーアイテム

航空券予約

(※2)国内宿泊とバス、航空機、鉄道・新幹線、船(クルーズを除きます)がセットされている旅行をいいます。

(※3)宿泊を伴わない旅行で、バス、航空機、鉄道・新幹線等がセットされている旅行をいいます。

(2)補償内容

被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額は以下のとおりです。

お支払いする保険金(※)=キャンセル料×キャンセル事由に応じたてん補割合

(※)保険金額を限度とします。なお、既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由

てん補割合

①死亡した場合

100%

②被保険者または同行者の配偶者または親族が死亡した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

③旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する場合

④旅行開始日またはその前日に通院した場合

(※1) なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。

⑤被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院することに伴い看護または介護を行う場合

⑥被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日またはその前日に通院したことに伴い看護または介護を行った場合

なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院したものをとみなします。

⑦常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。

・火災、落雷、破裂または爆発(※2)

・風災(※3)、雹(ひょう)災または雪災(※4)

・水災(※5)

・地震、噴火またはこれらによる津波

⑧乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通工具に運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合

ただし、運行時刻が定められている交通工具に限りません。

⑨裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合

⑩勤務先の業務命令により旅行日程内に日本国外への出張または国内の宿泊を伴う出張を余儀なくされた場合

⑪気象による特別警報が発表された場合

⑫旅行開始日またはその前日に交通事故(※7)を起こした場合

⑬旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合

⑭道路交通法に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合

ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。

⑮妊娠の事実が判明した場合

ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。

⑯飼っている犬または猫が死亡した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。

⑰次に掲げる事由に該当する場合

ア. 指定感染症等(※8)にかかったことにより医師の判断で宿泊療養または自宅療養を余儀なくされたまたは入院(③)に該当する場合を除きます。)することになった場合

イ. 国、地方公共団体または医師により指定感染症等(※8)にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

ウ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められた場合

⑱法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による法令に基づく外出自粛要請に従い、外出を自粛した場合

⑲勤務先の業務命令により旅行日程内に日本国外への出張または国内の宿泊を伴う出張を余儀なくされた場合

⑳裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合

㉑旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉒常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉓常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉔常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉕常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉖常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉗常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉘常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉙常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉚常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉛常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉜常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉝常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉞常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉟常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。

㉟常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合